

(案2)

独立行政法人統計センター役員退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人統計センターの役員退職者の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1 対象

理事

2 業績勘案率の適用期間

平成16年1月1日～平成19年3月31日(39ヶ月)

3 業績勘案率

1.0

4 考え方

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ(平成17年8月26日総務省独立行政法人評価委員会決定)の「1.」に基づき、当該役員の「基準業績勘案率」を算出したところ、「1.29」となったが、当該申し合わせの「2.」に基づき、総合的に検討・審議したところ、当該役員の業績勘案率については「1.0」とすることが適当であると判断される。

なお、平成15年度の項目別評価(AA、A、B、C、Dの5段階評価)については、AAが4項目、Aが24項目、Bが4項目、平成16年度においては、AAが3項目、Aが23項目、Bが3項目、平成17年度においては、AAが3項目、Aが24項目、Bが1項目、平成18年度においては、AAが4項目、Aが24項目、Bが0項目である。中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標を下回るものではないと認められる。

(参考) 総務省独立行政法人評価委員会の評価基準

AA・・・中期目標を大幅に上回って達成

A・・・中期目標を十分に達成

B・・・中期目標を概ね達成

C・・・中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある

D・・・中期目標を下回っており大幅な改善が必要

本算定式に評価結果の項目数を代入すると、[]内は、平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度及び平成 18 年度でそれぞれ 1.281、1.276、1.295、1.321 となる。したがって、

$$\text{基準業績勘案率} = (1.281 + 1.276 + 1.295 + 1.321) / 4 = 1.293$$
より、小数点以下第 3 位を四捨五入して、基準業績勘案率は、1.29 となる。

2. 総合評価

上記により算出した基準業績勘案率について、申し合わせ「2.」に基づき、総合的に検討・審査したところ、当該役員の業績勘案率については「1.0」とすることが適当であると判断される。

なお「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」2の項目に沿って、検討した結果については、次の通りである。

①	退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは、明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっているか。	当該役員は、当該法人設立時より在職しており、過去の業績との差を比較することはできない。
②	業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定しているか。	該当しない。
③	業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であるか。	評価委員会の評価結果をそのまま使用する。
④	在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であるか。	当該役員は在職中に役員報酬について業績に基づく加減をされていない。
⑤	退職役員の個人的な業績を考慮する場合、(以下、略)	当該役員の業績については、年度計画の範囲内であり、個人的業績による加減は行わないことが適当である。
⑥	法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であるか。	法人の活動等の要素は、業績評価に反映されていると考えられることから、当該要素による加減は行わないことが適当である。
⑦	退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるか。	当該役員の在職中に目的積立金は発生していないことから、当該要素による加減は行わないことが適当である。
⑧	理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されているか。	理事である当該役員の職責は、当該法人の業務全体に及ぶものであり、法人としての業績評価に反映されていると考えられることから、当該要素による加減は行わないことが適当である。